

漁 港 番 号	漁 港 名	読 み	種 別	所 在 地 (市 町 村 名)	漁 港 管 理 者	漁 業 協 同 組 合	分 区	海 岸 保 全 区 域	港 則 法 適 用	ビ ジ タ ー 受 入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	離 島 ・ 半 島	有 人 国 境 離 島	備 考
1910020	飯岡	イイカ	1	旭市	千葉県	海 匠		○			S28.6.27	H17.6.8			
1910030	栗山川	クヤマカワ	1	山武郡横芝光町	千葉県	九十九里		○			S35.4.15	H18.3.13			
1910040	太東	タイウ	1	いすみ市	千葉県	夷隅東部		○			S27.2.29	H17.11.7	半島		
1910050	岩船	イワフネ	1	いすみ市	いすみ市	夷隅東部		◎			S27.2.29	H17.12.5	半島		
1910070	串浜	クシハマ	1	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		○	○		S28.6.27		半島		
1910080	鵜原	ウハラ	1	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		○			S28.6.27	S36.3.14	半島		
1910090	守谷	モリヤ	1	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		○			S29.7.12		半島		
1910100	浜行川	ハマナカガワ	1	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		○			S28.6.27		半島		
1910110	大沢	オオサワ	1	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		◎			S28.6.27	S52.9.13	半島		
1910120	天面	アマツ	1	鴨川市	鴨川市	鴨川市					S27.2.29		半島		
1910130	太夫崎	タウサキ	1	鴨川市	鴨川市	鴨川市		○			S27.2.29		半島		
1910140	白子	シロコ	1	南房総市	南房総市	東安房		◎			S26.7.10	H18.3.16	半島		
1910150	忽戸	コト	1	南房総市	南房総市	東安房					S27.6.23	H18.3.16	半島		
1910160	川口	カウグチ	1	南房総市	南房総市	東安房					S28.6.27	H18.3.16	半島		
1910170	平磯	ヒライソ	1	南房総市	南房総市	東安房					S27.2.29	H18.3.16	半島		
1910175	七浦	ナナウラ	1	南房総市	南房総市	東安房		◎			S26.7.10	H18.3.16	半島		
1910180	白間津	シラマヅ	1	南房総市	南房総市	東安房					S27.2.29	H18.3.16	半島		
1910190	大川	オオカワ	1	南房総市	南房総市	東安房					S27.2.29	H18.3.16	半島		
1910200	名倉	ナクラ	1	南房総市	南房総市	東安房					S27.6.23	H18.3.10	半島		
1910210	野島	ノジマ	1	南房総市	南房総市	東安房		○			S48.3.27	H18.3.10	半島		
1910230	川下	カワシモ	1	南房総市	南房総市	東安房		○			S27.10.6	H18.3.10	半島		
1910240	白浜西部	シラハマセイブ	1	南房総市	南房総市	東安房					S48.3.27	H18.3.10	半島		
1910260	伊戸	イト	1	館山市	館山市	西 岬					S28.6.27		半島		
1910270	川名	カワナ	1	館山市	館山市	西 岬					S28.6.27		半島		
1910280	洲崎	スノサキ	1	館山市	館山市	西 岬					S28.6.27		半島		
1910290	栄の浦	エイノウラ	1	館山市	館山市	西 岬					S28.6.27		半島		
1910300	坂田	ハンダ	1	館山市	館山市	西 岬					S29.7.12		半島		
1910310	波左間	ハサマ	1	館山市	館山市	波 左 間					S28.6.27		半島		
1910320	見物	ケンブツ	1	館山市	館山市	西 岬					S28.6.27		半島		
1910330	下原	シモハラ	1	館山市	館山市	西 岬					S28.6.27	H24.8.20	半島		
1910350	多田良	タダラ	1	南房総市	南房総市	岩井富浦					S31.7.6	H18.3.10	半島		
1910360	富浦	トミウラ	1	南房総市	南房総市	岩井富浦			○		S28.6.27	H18.3.10	半島		
1910370	南無谷	ナムヤ	1	南房総市	南房総市	岩井富浦					S28.6.27	H18.3.10	半島		
1910380	小浦	コウラ	1	南房総市	南房総市	岩井富浦		○			S27.2.29	H18.2.20	半島		
1910390	高崎	タカサキ	1	南房総市	南房総市	岩井富浦		○			S28.6.27	H18.2.20	半島		
1910400	岩井袋	イワイフクロ	1	安房郡鋸南町	鋸南町	鋸南町勝山					S27.2.29		半島		
1910410	金谷	カナヤ	1	富津市	富津市	天 羽		◎			S27.2.29		半島		
1910420	萩生	ハギユウ	1	富津市	富津市	天 羽					S28.6.27	H6.4.12	半島		
1910430	竹岡	タケオカ	1	富津市	富津市	天 羽		○			S27.2.29	S41.2.22	半島		
1910440	佐貫	サスキ	1	富津市	富津市	大 佐 和					S28.6.27		半島		
1910450	大貫	オオスキ	1	富津市	富津市	大 佐 和		◎			S26.7.10	S52.8.25	半島		
1910455	小糸川	コイトカワ	1	〔君津市 富津市〕	千葉県	〔富 津 新 富 津〕		○			S52.11.30	H6.8.16	半島		
1910470	金田	カナダ	1	木更津市	木更津市	金 田	2	○			S28.6.27	S58.6.7			
1910475	牛込	ウシゴメ	1	木更津市	木更津市	牛 込					S58.6.28	H1.4.17			
1910495	市川	イチカワ	1	市川市	市川市	市川市			○		S52.3.31				
1910500	浦安	ウラヤス	1	浦安市	浦安市	浦安市					S27.6.23				
1920010	外川	トカワ	2	銚子市	千葉県	銚子市		◎			S27.2.29	H7.10.23			
1920020	御宿岩和田	オンジュクイワダ	2	夷隅郡御宿町	御宿町	御宿岩和田	2	◎			S27.2.29	H29.3.31	半島		
1920030	勝浦東部	カツウラトウブ	2	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		○			S41.12.16		半島		
1920040	松部	マツベ	2	勝浦市	勝浦市	新勝浦市		○	○		S28.6.27		半島		
1920050	浜荻	ハマオキ	2	鴨川市	鴨川市	東安房					S26.7.10	H17.2.28	半島		
1920060	浜波太	ハマナフト	2	鴨川市	鴨川市	鴨川市		○			S27.2.29		半島		
1920070	江見	エミ	2	鴨川市	鴨川市	鴨川市					S26.7.10	S38.6.22	半島		
1920100	富崎	トミサキ	2	館山市	千葉県	館山		◎			S26.7.10	S49.8.17	半島		
1920080	和田	ワダ	2	南房総市	千葉県	東安房					S27.2.29	H18.3.17	半島		
1920110	勝山	カツヤマ	2	安房郡鋸南町	千葉県	鋸南町勝山		◎			S27.2.29	H2.1.18	半島		
1920120	保田	ホタ	2	安房郡鋸南町	鋸南町	鋸南町保田				○	S27.2.29	H9.1.21	半島		
1920130	富津	フツ	2	富津市	千葉県	〔富 津 富津市下州 新 富 津〕	2	◎			S27.2.29	S52.11.30	半島		
1930010	銚子	チウシ	特3	銚子市	千葉県	銚子市		◎	○		S26.7.10	H9.1.21			
1930020	大原	オハラ	3	いすみ市	千葉県	夷隅東部		◎			S26.7.10	H17.11.29	半島		
1930030	勝浦	カツウラ	3	勝浦市	千葉県	勝 浦		○	○		S26.7.10	S41.2.22	半島		
1930040	小湊	コミト	3	鴨川市	千葉県	東安房	2	○			S26.7.10	H17.2.2	半島		
1930050	天津	アマツ	3	鴨川市	千葉県	東安房		◎			S27.2.29	H17.2.2	半島		
1930060	鴨川	カモガワ	3	鴨川市	千葉県	鴨川市		○		○	S26.7.10	H14.5.20	半島		
1930070	千倉	チクラ	3	南房総市	千葉県	東安房		○			S26.7.10	H18.3.20	半島		
1930080	船形	フナカタ	3	館山市	千葉県	館山		○	○		S26.7.10	H2.1.18	半島		
1940010	片貝	カハヅイ	4	山武郡九十九里町	千葉県	九十九里		◎			S28.6.27	S48.3.27			
1940020	乙浜	オトハマ	4	南房総市	千葉県	東安房		◎	○		S27.2.29	H18.3.20	半島		

千葉県

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。